



○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1 歴 史 ま ち づ ぐ り に 関 す る 主 な 支 援 ①

① 問題には、歴史まちづくり法を根拠とする支援とあります。以下の支援が、どこにその根拠があるのか不明です。3条を根拠にしているのであれば、題意に即しているか疑義があります。法による制度を支援とする、または特例措置等の説明がふさわしいのではないのでしょうか。以下の(1)、(2)は、補助制度の内容ではありませんか。

( 1 ) 街 な み 環 境 整 備 に 関 す る 支 援

電線地中化や修景施設の整備等、良好な街なみの維持・再生を支援する②。また歴史的風致形成建造物の修理、買取り、移設、修理復原の補助を行う。

② 主語がなく、誰が誰に対する支援なのか分かりません。※以下すべて同じ。

( 2 ) 都 市 公 園 整 備 に 関 す る 支 援

地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援する。具体的には古墳、城跡等の遺跡や復原したもので歴史上価値が高いものに補助を行う。

( 3 ) そ の 他

地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援する。具体的には、補助率の嵩上げ③や、土塁・堀跡の整備も④補助する。また歴史的風致形成建造物である家屋及び敷地は、相続税3割評価減するなどの税制面でも支援する。歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

建築物の外観修景を支援する。  
景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的  
な⑤支援する。具体的には、景観計画の策定や改定に  
要する経費や外部専門家登用やコーディネート活動に  
要する経費についても支援する。  
景観規制上、既存不適格となる建築物への是正措置  
に対して支援する。以上

- ③ 何の補助率をかさ上げするのですか。また、なぜ補助率のかさ上げが、総合的なのですか。説明不足で意図が理解できません。
- ④ 何に対して追加しているのですか。
- ⑤ →「総合的に」